

被害者等支援計画

平成27年3月

東葉高速鉄道株式会社

被害者等支援計画

1 被害者等支援の基本的な方針

当社は、輸送の安全確保は最も重要な使命であるという認識のもと、「安全」を経営理念の一つに掲げるとともに、「安全方針」のもと、役職員が一丸となって安全第一に業務に取り組んでいます。

また、安全最優先の企業風土の構築、安全管理体制のさらなる改善を進めるため、年度ごとに「安全防災対策の重点目標」を設定するとともに、運輸安全一括法の理念のもと制定した「安全管理規程」に則り、社長、安全統括管理者等、各管理者の責任を明確にした安全管理体制を構築し、安全・快適な輸送サービスの提供に取り組んでいます。

当社は今後とも、開業以来の運転無事故を継続すべく、社員一人ひとりが安全対策に終わりはないことを肝に銘じ、安全意識の向上を図る取組や安全管理体制を充実させ、事故災害等の発生時の対応力を強化するなど、安全意識を高める社風を醸成し、お客様に安全かつ安心して利用いただけるよう努めてまいります。

しかし、万一人命に関わる重大な事故が発生した場合は、人命の救助を最優先に行動し、直ちに経営トップを中心とした対策本部を設置するとともに、事故に遭われた方及びご家族等に寄り添い、誠心誠意対応し支援してまいります。

上記の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方及びご家族等への支援について、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に則り、次のとおり「被害者等支援計画」を策定し、実施してまいります。

2 被害者等支援の基本的な実施内容

万一重大事故が発生した場合は、対策本部を設置するとともに、事故に遭われた方及びご家族等への連絡・対応・支援等を行うため、対策本部内に被害者支援チームを設置し、誠実に対応してまいります。

(1) 情報提供

事故の被害に遭われた方の情報については、事故現場において国土交通省と連携して警察・消防等から得た情報などを基に、可能な限りご家族等への情報提供に努めてまいります。

また、被害者のご家族等からの問い合わせに対応するため、専用の窓口を設置いたします。この場合において、事故の被害に遭われた方の個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

なお、ご家族等が被害に遭われた方の情報を公表することを希望されない場合には、ご家族等のご意向に沿った対応を行います。

さらに、事故に関する原因や再発防止策等の情報についても、被害に遭われた方及びご家族等に、できる限り速やかに提供するよう努めてまいります。

(2) 事故現場における対応

事故の被害に遭われた方及びご家族等が事故現場・待機場所等へ移動・滞在する場合、その移動や宿泊等について、できる限りの支援を行います。

また、事故発生直後において、被害に遭われた方のご家族等が事故現場で情報収集等の活動に当たる場合、事故現場付近の待機場所、食料・飲料、宿泊先等の手配など、可能な限りの支援を行います。

(3) 継続的な対応

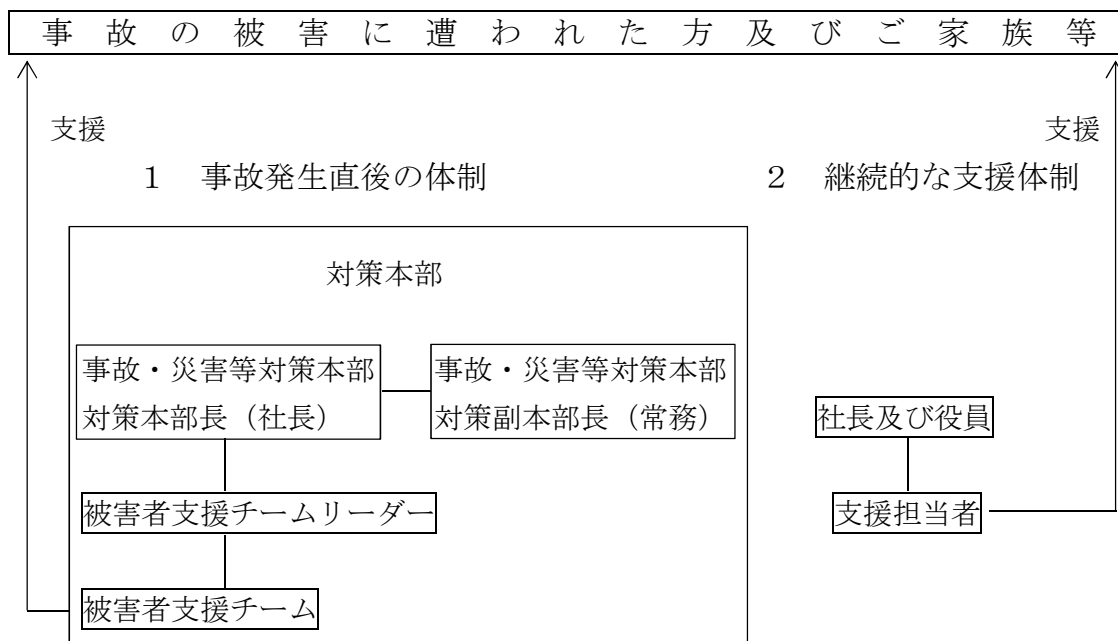
事故の被害に遭われた方及びご家族等からの相談への対応、必要な支援等については、継続的に行ってまいります。

また、精神的なケア等の専門的な事項については、専門家の協力または指導をいただきながら、誠心誠意対応してまいります。

3 被害者等支援の基本的な実施体制

事故が発生した場合に備え、平時から、事故の被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制を整備します。

[事故の被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制]



また、事故の被害に遭われた方及びご家族等への支援を適切に行うことができるよう、社員に対して、訓練・教育等を計画的に実施します。